

報告第12号

令和5年度読谷村水道事業会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和5年度読谷村水道事業会計資金不足比率を、別紙監査委員の意見書をつけて報告します。

令和6年9月5日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實

令和 5 年度読谷村水道事業会計資金不足比率報告書

単位：％

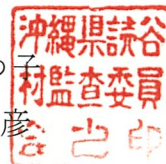
	資金不足比率
読谷村	—
経営健全化基準	20.0



読 監 第 25 号
令和6年8月15日

読谷村長 石嶺 傳實 殿

読谷村監査委員 知花 むつ子
読谷村監査委員 野原 雅彦



令和5年度読谷村水道事業会計経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査を求められた令和5年度読谷村水道事業会計経営健全化判断比率について、経営健全化審査意見書を提出します。

令和5年度読谷村水道事業会計経営健全化審査意見書

審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
① 資金不足比率	—	—	20.0%

※資金不足がない場合は「 — 」と表記する。

(2)個別意見

資金不足比率はマイナス 156.2%で水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は 844.5%となっているが、経営健全化審査における資金不足比率を算出するにあたって、実質的な資金不足額を把握するため令和6年度に償還する企業債の予定額を流動負債から差引しないで計算すると実質流動比率は844.5%となる。

したがって、実質的な資金不足比率はマイナス 156.2%となり、経営健全化基準の 20.0%と比較するとなお良好な状態にあると認められる。

(3)是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。